

議案  
第7号

▶ 可決

## 家庭的保育事業等の設備 及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正

4年に発生した児童のバス置き去り死亡事件に対処して、利用者の安全確保のために基準を改正するものである。

(注)“家庭的保育事業等”とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4事業である。

**【家庭的保育事業】**0歳から2歳児までを対象として、保育者の居宅やマンションの一室などで保育サービスを提供する事業。

**【小規模保育事業】**0歳から2歳児までを対象として、定員6名から19名までの比較的小さな施設により保育を行う事業。

**【居宅訪問型保育事業】**0歳から2歳児までを対象として、いわゆるベビーシッターや保育士が子どもの自宅を訪問し、1対1のマンツーマンを基本とした保育を行う事業。

当事業は、本改正の対象外。

**【事業所内保育事業】**主に設置企業で働く従業員の子どもの預かる保育事業。設置基準は、定員20人以上の場合は保育所の基準と、19人以下の場合は小規模保育事業と同様。

**問** 通園バスへの見落とし防止装置の設置が義務付けられたが、公立・私立の保育所や幼稚園ではどうか。

**答** 認可保育所は、国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、幼稚園は、国の学校保健安全法施行規則の一部改正で同様の義務規定が新設された。

**問** 懲戒権の濫用に関する規定が削除されたが、理由はどのようなものか。

**答** 民法上の親権者による懲戒権の濫用に関する規定が削除され、新たに子の人格の尊重に関する改正が行われたことに伴い、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律においても同様の改正が行われ、これに併せて本改正を行うものである。

議案  
第8号

▶ 可決

## 放課後児童健全育成事業の 設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部改正

議案第7号と同様に利用者の安全確保のため

めに基準を改正するものである。

**問** 今回の改正は、バスの車内への子どもの置き去りによる死亡事故を原因としており、タクシー事業者についても市から事故防止に係る周知を行う予定はあるのか。

**答** 例年、年度当初に市、指定管理者、タクシー事業者の三者による打合せを行っており、その席上において、本件に関する情報共有と安全管理の徹底を求めている。

議案  
第9号

▶ 可決

## 国民健康保険条例の 一部改正

少子化対策及び子育て世帯の経済的負担の軽減等を図るため、出産育児一時金の支給額を50万円に引き上げるものである。

議案  
第10号

▶ 可決

## 手数料条例の一部改正

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令及び建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部改正に伴う改正である。

**問** Z E H水準とは何か。

**答** 住宅の断熱性能向上や効率的な設備システムを導入し、併せて、太陽光発電などでエネルギーを生み出すことで、年間の一次エネルギー消費量をプラスマイナスゼロにすることを目指す建築物のことである。

議案  
第12号

▶ 可決

## 都市計画道路白岡宮代線の 東北縦貫自動車道上に おける橋桁架設工事に関 する変更基本協定締結

工事の安全性を高めるために契約の変更を行うものである。

〈期限の変更〉

5年12月28日⇒6年8月30日

〈金額の変更〉

8億5121万3千円(2億1192万6千円増)

**問** 大型クレーンの重量について、最初からわかっていたのではないかと。

**答** 設計時点では、クレーンの能力の100%で行っていたが、監督官庁から安全を確保するため90%の能力で工事を行うよう指示があったため変更となった。